

食物アレルギーのある児童・生徒学校給食費事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギーにより学校給食のうち飲食することができない食品がある児童・生徒の学校給食費について、必要な事項を定める。

(対象食品)

第2条 対象となる食品は、次のとおりとする。

- (1) 主食のうちパン（小麦・乳を含む）、ナン（小麦のみ含む）及び麺類
- (2) 牛乳

(対象者の認定)

第3条 対象食品がアレルギーの原因となる児童・生徒（以下「対象者」という。）の保護者は、学校長を経由して認定申請書（別記様式）を半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請書に基づき対象者の認定をするものとする。

(学校給食費の返還)

第4条 前条に規定する認定を受けた対象者には、対象食品を飲食することができなかった日数に、対象食品単価を乗じて得た額の学校給食費を返還するものとする。なお、対象食品単価は、公益財団法人愛知県学校給食会が作成する「学校給食用物資供給価格表」に定める小学校中学年の額及び中学校の額を参考に、教育委員会が定める額とする。

(返還の方法)

第5条 前条に規定する返還は、認定を受けた対象者の保護者に対し、口座振込の方法により学期終了後に行うものとする。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

半田市教育委員会 殿

住所 半田市
 申請者(保護者)
 連絡先(電話) ー

認 定 申 請 書

食物アレルギーのある児童・生徒学校給食費事務取扱要綱に規定する対象者として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

児童・生徒氏名	学 校 年 組		
	ふりがな 氏 名		
対 象 食 品	<input type="checkbox"/> パ ン (小麦・乳を含む)		
	<input type="checkbox"/> 麺 類 ・ ナ ン (小麦のみ含む)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
理 由			
振 込 口 座	金融機関名	銀 行 信用金庫	支 店
	口座番号	普 通 当 座	
	ふりがな		
	口座名義		

- ※ 1 : 対象食品欄には、該当する箇所にレ印を記入してください。
- 2 : 振込口座は、ゆうちょ銀行以外の口座をご指定ください。
- 3 : 振込口座欄には、給食費の返還先を正確に記入してください。